

公告

諏訪郡富士見町による立沢地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成17年5月16日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

- 1 土地改良事業の名称
団体営基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての許可年月日
平成12年3月23日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
諏訪郡富士見町
- 4 事務所の所在地
諏訪郡富士見町10777
- 5 工事着工年月日
平成12年6月5日
- 6 工事完了年月日
平成13年1月29日

土地改良課

公告

諏訪郡原村による白山沢地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成17年5月16日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

- 1 土地改良事業の名称
団体営基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての許可年月日
平成13年11月7日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
諏訪郡原村
- 4 事務所の所在地
諏訪郡原村6549番地1
- 5 工事着工年月日
平成13年11月19日
- 6 工事完了年月日
平成14年3月26日

土地改良課

公告

長野県西部箕輪土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年5月16日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

理事

新任

- | 氏名 | 住所 |
|-------|--------------------|
| 唐澤正俊 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪2999番地 |
| 小平今朝年 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪4082番地 |
| 小平朝喜 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪4431番地 |
| 押野衛 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪6026番地 |
| 唐澤春司 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪7583番地 |

大槻修治	上伊那郡箕輪町大字中曾根268番地
唐澤昭海	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10087番地
横田正明	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10622番地5
唐澤坂佳	上伊那郡箕輪町大字中箕輪16172番地

重任

氏名	住所
浦野博賢	上伊那郡箕輪町大字中箕輪1181番地1
赤沼英俊	上伊那郡箕輪町大字中箕輪15102番地
矢澤秀明	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12311番地2
木村松夫	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14132番地2
原泰昭	上伊那郡箕輪町大字三日町1810番地
平澤豊満	上伊那郡箕輪町大字中箕輪463番地

退任

氏名	住所
田中文平	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2329番地2
柴雄	上伊那郡箕輪町大字中箕輪4096番地
小林弘人	上伊那郡箕輪町大字中箕輪4747番地5
唐沢育男	上伊那郡箕輪町大字中箕輪5648番地
向山今朝位	上伊那郡箕輪町大字中箕輪6229番地2
大槻和雄	上伊那郡箕輪町大字中曾根14401番地
黒木末人	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10647番地4
有賀徳夫	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10015番地3
宮下芳彦	上伊那郡箕輪町大字中箕輪16526番地1

監事

新任

氏名	住所
千葉剛	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9724番地5
大槻久人	上伊那郡箕輪町大字中箕輪609番地1

重任

氏名	住所
柴正人	上伊那郡箕輪町大字中箕輪13785番地2

退任

氏名	住所
市川勉	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9626番地1
唐澤清	上伊那郡箕輪町大字中箕輪444番地

土地改良課

公告

長野県西部箕輪土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年5月16日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

理事

新任

- | | |
|-------|--------------------|
| 氏名 | 住所 |
| 唐澤正俊 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪2999番地 |
| 小平今朝年 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪4082番地 |
| 小平朝喜 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪4431番地 |
| 押野衛 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪6026番地 |
| 唐澤春司 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪7583番地 |

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成17年5月16日

長野県公営企業管理者 古林弘充
名 称 所 在 地 廃止年月日
株式会社 長野市大字上駒沢909番地 平成17年3月31日
長野パイプ工業

事業課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成17年5月16日

長野県公営企業管理者 古林弘充
名 称 所 在 地 指定年月日
有限会社吉見設備 小県郡長門町大字古町 平成17年5月9日
336番地2
有限会社富士電設 千曲市大字内川886番地3 平成17年5月9日

事業課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、長野市大字高田278番地今井寿一郎外1名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成17年5月16日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 高橋宏

17監査第13号

平成17年(2005年)5月13日

(請求人) 様

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 高橋宏

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成17年3月15日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

長野市大字高田278番地 今井寿一郎
北佐久郡軽井沢町大字長倉2140番地581 岩田薰

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成17年3月15日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の趣旨は、次のとおりである（原文のまま）。

(1) 請求の要旨

ア 朝日新聞平成17年（2005年）2月12日付全国広告欄をみると、「広報ながのけん」として、信州・長野県知事田中康夫署名入りの「惜別山口村」の大見出しで全面五段組みの記事が掲載されているが、本広報掲載の経緯及び広報の内容を検討するに、以下の事由で本広報は公人即ち長野県知事（職員）田中康夫の掲載記事とは認めがたく、私人即ち一県民田中康夫の私情に因るものであることは明らかである。よって本広報は地方自治法の規定による「違法又は不当な公金の支出」に当たるので、本年度広報費予算のうち本広報に要した（又は要する）公金の支出はこれを取止める（又は取消す）とともに、既に支出済みの分については、私人たる田中康夫に対し、支出金相当額の損害賠償を求めるなど、然るべき措置請求をするものである。

イ 本広報（惜別山口村）の内容は、ふたつの文章「合併申請に当たっての県民の皆さまへのメッセージ」と「山口村閉村式知事挨拶」で構成されるが、前者は知事自らが言うとおり議会その他の場で繰り返し発言しており、文中でも「再録をお許し頂くなら」と断っているほどであり、後者については文字通り現地閉村式での挨拶の再録に過ぎず、全く不要な二番煎じにすぎない。

ウ 特に前者の「メッセージ」にいたっては、内容的にも晦渋を極め、今回の「越県合併」と「道州制導入」ひいては「本県溶解の道」との関連性など、何度も読み直しても意味不明で理解困難である。同様に後者の「閉村式挨拶」にしても、ただに実感なき「感懐」を述べるに過ぎず、「信濃の国」も文豪藤村も一般県民もただに迷惑するだけである。

エ 本県が目下、遠からず「再建団体」への転落も予想されるがごとき財政危機の状況に置かれていることは周知のとおりであるが、かかる時不要不急そして不毛の支出を極力削減することは財政健全策として当然の原則である。

今、本広報掲載に当たっての予算支出額を推算すると、次の通りになる。

掲載した広告紙（全国紙及び地方紙）は朝日新聞他14紙（別紙）であり、この掲載に要した広告料は（イ）全国紙6紙750万円（基本料金125万円・5段組）、（ロ）地方紙8紙240万円（基本料金30万円・5段組）合計990万円であるが、これに枠組みやその他デザイン費を加えた場合、実際は、優に1,000万円を超えるものと思われ、県経費の節減並びに財政面に及ぼす影響も少なくない。

以上の事由から今回の信州長野県知事名による県広報の新聞広告掲載は、職権乱用にも等しく違法、不当な行為であるので速やかな措置をねがいたい。

（別紙）

広報掲載紙14紙は左のとおり。

信濃毎日、朝日、読売、毎日、産経、中日、長野日報、市民タイムス、市民新聞、南信州、信州日報、伊那毎日、東信ジャーナル、大糸タイムス 以上

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成17年3月15日にこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成17年4月13日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により監査対象機関の職員の立会いを認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の請求の要旨から、「広報ながのけん 平成17年2月12日号」（以下「本件監査対象号」という。）の発行に要した経費について監査対象とした。

2 監査対象機関

経営戦略局秘書広報チームについて監査を実施した。

3 監査対象機関の陳述

監査対象機関の陳述は、平成17年4月13日に実施した。監査対象機関の陳述の際、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。

第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する違法又は不当なものではなく、本件請求には理由がない。

以下事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関の陳述を実施した結果、次に掲げる事項を確認した。

（1）「広報ながのけん」について

「広報ながのけん」は、県政情報をタイムリーに分かりやすく県民に提供するため、平成17年2月12日現在では別記のとおり原則として毎月1回、14の新聞に掲載する契約となっている。

（2）本件監査対象号の内容について

本件監査対象号には、「惜別山口村」の見出しが、平成17年1月4日の知事会見の際に発表された合併申請に当たっての県民の皆さまへのメッセージと、同年2月8日に行われた山口村閉村式での知事あいさつ文が掲載されているほか、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会のお知らせ及び情報掲示板が掲載されている。

（3）本件監査対象号の掲載の経緯について

平成17年1月22日付けの「広報ながのけん」では、「次回の広報ながのけんは2月26日（土）掲載予定です。」と通知しており、本件監査対象号の直後は通知どおり2月26日に掲載されていること、また、平成16年度中の掲載回数については、平成17年3月25日付けて、契約期間内に12回掲載することとされていた新聞社8社については13回に、6回掲載することとされていた新聞社6社については7回にそれぞれ変更契約していることから、本件監査対象号が臨時増刊として14紙に掲載されたものである。

臨時に掲載した理由は、山口村の合併がいわゆる「平成の大合併」では全国唯一、県をまたがる合併であり、県議会のみならず全県的に大きな議論を巻き起こしたものであることから、山口村が合併する前に、合併することになった経過、長野県の考え方を県民に説明する義務があったこと、また、岐阜県の一員となるに至った山口村の村民に対し、長野県を代表して知事が惜別の言葉を贈る必要があったからである。

(4) 本件監査対象号の経費及び支出状況について

本件監査対象号の発行に要した経費は、14紙の掲載料として8,436,515円、デザイン等編集委託料として302,400円、新聞を購読していない人に配布する増刷の印刷代として94,500円、新中津川市が誕生した平成17年2月13日に、旧中津川市と旧山口村において中日新聞を購読している世帯へ、新聞折込み広告の方法で増刷を配布した経費として142,371円、合計で8,976,786円であった。

掲載料は、信濃毎日新聞社へは平成17年3月29日に、他の13新聞社へは同年4月28日に支払われている。また、デザイン等編集委託料は同年4月28日に、増刷代及び新聞折込み広告に要した経費は同年4月5日に、それぞれ支払われている。

なお、これらの経費は議決された広報費予算から支払われており、その会計処理は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い、適正に行われていることが確認された。

2 判断

本件監査対象号の記事うち、「惜別山口村」の見出しで掲載されている記事は、長野県知事として山口村の越県合併を総務大臣に申請することを知事会見で発表した際に読み上げた知事から県民へのメッセージと、山口村閉村式の際に長野県知事としてあいさつした文章とで構成されている。したがって、「惜別山口村」の記事の内容が、「公人すなわち長野県知事田中康夫としてではなく、私人すなわち一県民としての田中康夫の私情によるものである」との請求人の主張は認められない。

山口村が岐阜県中津川市に越県合併する日を翌日に控えた平成17年2月12日に、議決された広報費予算で「広報ながのけん」を臨時に新聞掲載し、越県合併に至った経過や惜別の言葉を長野県知事の署名入りで広く県民に伝えることは、知事の裁量権の範囲における広報活動の一環であると認められる。

また、より多くの県民に理解してもらえるよう、複数の広報媒体を使って繰り返し伝えること、県民に重要なメッセージを知事の署名入りで伝えることは、行政広報においてしばしば行われていることである。

以上の理由から、本件監査対象号は、知事の裁量権を逸脱し、又は乱用しているとは認められず、その発行に要した費用は違法又は不当なものではないことから、本件請求は認められない。

(別記)

「広報ながのけん」を新聞掲載するための契約内容（平成17年2月12日現在）

(単位：円)

掲載紙	契約日	契約の有効期間	掲載回数	1回当たりの掲載料金	
信濃毎日新聞	平成16年4月1日	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	契約期間内で12回	15段白黒	2,756,250
長野日報	平成16年4月1日	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	契約期間内で12回	15段白黒	462,000
朝日新聞	平成16年4月1日	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	契約期間内で12回	15段白黒	806,400
読売新聞	平成16年4月1日	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	契約期間内で12回	15段白黒	1,091,475
毎日新聞	平成16年4月1日	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	契約期間内で12回	15段白黒	462,000
産経新聞	平成16年4月1日	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	契約期間内で12回	15段白黒	147,000
中日新聞	平成16年4月1日	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	契約期間内で12回	15段白黒	966,000
市民タイムス	平成16年4月1日	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	契約期間内で12回	22段白黒	404,250
市民新聞	平成16年10月22日	平成16年10月22日から平成17年3月31日まで	契約期間内で6回	24段白黒	332,640
南信州新聞	平成16年10月21日	平成16年10月21日から平成17年3月31日まで	契約期間内で6回	24段白黒	210,000
信州日報	平成16年10月22日	平成16年10月22日から平成17年3月31日まで	契約期間内で6回	15段白黒	210,000
伊那毎日新聞	平成16年10月21日	平成16年10月21日から平成17年3月31日まで	契約期間内で6回	22段白黒	200,000
東信ジャーナル	平成16年10月22日	平成16年10月22日から平成17年3月31日まで	契約期間内で6回	22段白黒	178,500

大糸タイムス	平成16年10月22日	平成16年10月22日から 平成17年3月31日まで	契約期間内で6回	15段白黒	210,000
				計	8,436,515

注1：1回当たりの掲載料金は、消費税込みの金額。

監査委員事務局

公告

平成17年度長野県警察官採用試験（A・第2回）を次のとおり行います。

平成17年5月16日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験 (A・第2回)	男性	80人程度	警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
	女性	10人程度	

3 受験資格

(1) 年齢等

試験の名称	試験区分	年齢	等
長野県警察官採用試験 (A・第2回)	男性	昭和51年4月2日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）	
	女性	昭和51年4月2日以降に生まれた女子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）	

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	大学卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

2 教養試験については、知識分野25題、知能分野25題の計50題を必須解答する方式です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

試験の配点及び合格基準は次のとおりです。合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
教養試験	400点	160点（正答率4割）。ただし、平均点が160点に満たない試験区分にあっては、平均点
合計	400点	

ウ 日時及び場所

(7) 日 時

平成17年7月10日(日) 午前8時50分

(1) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。なお、試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	東北信運転免許センター(長野市川中島町原704-2) 長野県庁講堂(長野市南長野幅下692-2)
松本市	信州大学経済学部(松本市旭3-1-1) 松本労働者福祉センター(松本市中央4-7-26)

エ 第1次試験合格者の発表

平成17年7月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>
<http://www.pref.nagano.jp/police/>

(2) 第2次試験

ア 方 法

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接による試験
性格検査	性格についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合 格 基 準
論文試験	950点	評定は5段階で行い、試験員3人のうち最下位の段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査	50点	22点以上。ただし、4点に達しない種目が2種目以上ないこと。
体力検査	1,000点	

ウ 日時及び場所

平成17年8月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

試験区分	合 格 基 準
男 性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が160センチメートル以上であること。 c 体重が47キログラム以上であること。 d 胸囲が78センチメートル以上であること。 e 色覚が正常であること。 f 関節等に職務遂行上の支障がないこと。
女 性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が155センチメートル以上であること。 c 体重が45キログラム以上であること。 d 色覚が正常であること。 e 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成17年9月上旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>
<http://www.pref.nagano.jp/police/>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) この試験の合格者の採用は、原則として平成18年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給は、192,850円（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5%）後の額）です。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官（A）請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は長野県内の警察署へ提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成17年5月25日（水）から6月15日（水）までです。

なお、郵送による申込みは、6月15日までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、6月16日までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる人
第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数 (2) 合計点 (3) 計点の順位（不合格者を含む。） (4) 格者の順位	試験区分男性の受験者のうち、長野県を志望した者及び試験区分女性の受験者
1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数	第2次試験受験者

- | | | |
|---|--|--|
| (3) (1)及び(2)の合計点
(4) (3)の合計点の順位(不合格者を含む。)
2 身体検査及び資格調査の結果
3 総合判定及び最終合格者の順位 | | |
|---|--|--|

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課(電話:026-233-0110 内線 2632)又は長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線 4235)に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解(英語を含む。) 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局